

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中野支部  
機関紙 「みらい」  
NO. 3653  
16年5月17日(火)  
・Fax 095-828-1953

## 労契法20条裁判 で一つ勝ったぞ

おはち(ご)やいます。

「定年後の再雇用での賃下げは違法」という労働契約法二〇条裁判の判決が出た。五月十二日、東京地裁は六〇歳定年後の働き方の裁判で、賃金差別を不当としたのだ。再雇用(継続雇用)でも同じ仕事を続けている人は多い。しかし賃金は二〜三割下げられている。これが、労働契約法二〇条に違反するといつ判決だ。わかりやすい。年金支給開始を六〇歳から

六五歳へと遅らせることに伴い、国は高齢者雇用安定法を定め、六〇歳定年後も継続して雇用を続ける義務を会社に課した。しかし会社は一年契約の嘱託などで処遇し、賃金を切り下げている。郵政でも同じだ。

全日建の長澤運輸の運転手三人がこれを違法だと訴えていた裁判だ。ちなみに、こうした労働契約法二〇条裁判は、郵政ユニオンも二件闘っている。全労協でもほかに東京の地下鉄の売店職員の労組(メトロコマース)でも闘っている。



長澤運輸事件の判決では、「継続雇用で、同じ仕事をしているならば、特段の事情がない限り、賃金格差は不合理

である」と判決している。命令は「定年前の規定を適用して差額を支払え」として、正社員の賃金規定の適用を認めたことが重要だ。



一〇一三年に定められた改正労働契約法二〇条は、「有期と無期雇用での処遇差別をしてはならない」としている。しかし、会社は、契約社員

の就業規則を別に定め、それに基づく雇用だから処遇の格差は合法と主張している。

労契法は始まったばかりの法律で、あいまいな条文の運用で労使は対立しているものが多い。法律学者間でも、また弁護士の間でも、定まったものはない。無論、裁判所でも司法判断は分かれている。最高裁判決で確定するまでは、この争いが続くが、郵政ユニオンは、この勝利判決を正しいと思う。

法の谷間に苦しむ非正規雇用の労働者の生活と生きる権利保障こそが、労契法の趣旨なのだから。労契法第一条の「目的」に

は、「労働契約の合意により、合理的な労働条件の決定で、労働者の保護を図ることを目的とする」と明記されているのだから。

\*\*\* \*\*

## 許さんぞ、自動解雇ルール!

同じく、労働契約法関連で、郵政では労契法の趣旨と真つ向から対立する、厳しい攻撃が始まっている。

春闘要求の一つ、有期雇用を無期雇用に転換するといふもので、郵政は三月に、労働契約法十八条が定める五年経過の有期雇用を無期に転換することを、一年半前倒して今年十月から実施するところから実施するところへ答した。無期への

転換は半年ごとの契約更新がなくなり、雇止め苦しみが解放される意味で成果は大きい。歓迎したい。



しかし、郵政はこのアメの

回答にムチをいれてきた。二〇一六年十月以降雇用の契約社員に対しては、五年経過時にスキルBの人は契約をすゝると書かれていた。ということはこの人は契約更新をしないのだ。郵政と多数労組はこれを合意した。



私たちは、これは自動解雇ルールだとして撤回を求めた安倍首相や経団連は、「日本は世界で一番解雇が難しい国であり、これを変えたい」としてきた。今回の郵政の労使の自動解雇ルール合意は、これに道を開くものである。

郵政はこの安倍の一連の労働破壊のお先棒担ぎとして、三年前に限定正社員制度をいち早く導入した。契約社員の正社員登用で、この限定正社員(名ばかり正社員)を置いたのだ。これは契約社員の正社員化の希望を打ち砕いた。

今回の自動解雇ルールはこの二番煎じで、日本一の非正規雇用会社・郵政の、非正規いじめ(攻撃)の典型であり、許しがたいものである。

なぜなら、同じく労働契約法十六条には「解雇は客観的合理性がなければ無効である」と決められ、同十九条には「雇止め法理を定め、事実上の解雇防止を書いている。社会通念上の範囲内と決めている。ちなみに現行の郵政では、郵政ユニオンが闘った雇止め解雇無効裁判で、最高裁は成績不良(期間中の交通事故四件)などでの解雇についても、最高裁がいう整理解雇四要件の適用を判決し、解雇無効を命じた。



会社に一方的な判断での解雇をさせないという労契法の趣旨を、郵政の労使は、成績不良というスキル評価で、自動的に解雇できることを決めたのだ。スキル評価は恣意的なものとなりやすい。

ちなみに、三月に東京地裁は、IBMの成績不良の解雇事件で、これを無効と判決している。これにもあるように、成績不良での解雇など、許されないのは当然なのである。郵政と多数労組の法律無視は極まれりだ。郵政ユニオンはこちらも闘つ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。めざせ、均等待遇。なくそう差別! ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ!

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。